

墨田区ひきふね保育園の指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区ひきふね保育園 墨田区八広一丁目1番18号

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

3 指定管理者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人愛理会
- (2) 所在地 東京都墨田区東向島六丁目15番5号
- (3) 代表者氏名 理事長 鶴澤 よね
- (4) 沿革 昭和51年2月 法人設立
- (5) 事業の実績(本区での実績)
 - 昭和51年度～ ナースリー保育園運営
 - 平成20年度～ 墨田区ひきふね保育園指定管理者

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集等について

指定管理者の指定の手続等に関する要綱第2条第5号に規定する「現に公募(予め募集要項に明記する場合に限る。)を経て指定管理業務を行っている事業者で、当該指定期間における指定管理者事業評価の結果が、区が定める水準を充たしているものを引き続き選定する場合」に該当するため、非公募とした。

(2) 選定経過

主管部検討部会で書類審査を実施し、検討結果を墨田区指定管理者選定委員会に報告した。

平成28年11月7日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目の事業提案について審査した。

(3) 選定理由

選定した事業者は、審査結果のとおり、上記3つの項目ごとの審査の合計点において、高得点であった。

以上のことから、上記事業者は墨田区ひきふね保育園の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

(1) 管理運営の方針

【保育理念】

- ・一人ひとりの子どもたちの人格を尊重し、受容した保育をします
- ・すべての子どもたちを守るために危機管理体制を整えた保育をします
- ・利用者の立場に立ち、すべての子育て家庭を支援します
- ・地域との交流を進める取り組みをします

【保育目標】

- ・健康な身体をつくる
- ・豊かな心を育てる
- ・よりよい人間関係と社会性を育てる

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上に関する提案

利用している保護者だけではなく、近隣の方や施設にも声を掛け、地域行事への参加、施設訪問、他園との交流保育を行い、地域に密着した保育園として意識して取り組む。

家庭的保育者（保育ママ）との連携活動を積極的に行い、家庭的保育者の取組や情報を共有しながら、保育の質の向上を図る。

保護者会や意見箱等により保護者意見を伺い、意見があった場合はできるだけ早急に対応する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

指定管理料（提案額）：262,230,000円

保育と教育の内容を更に強化するため、人材育成計画等を立て、墨田区の保育と教育を担っていく施設として運営を行う。

地域行事への参加等、近隣との交流を図る。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

期ごとに自己評価表、保育のまとめ、対応基準チェックシートを記入し、会議で話し合い、保育の質の向上に努める。

人間性、専門性の質の向上を狙った法人研修、保育の質と保護者支援対応について園内研修を実施するほか、墨田区及び外部研修に積極的に参加する。

災害時に備え、上履きや防災避難リュックを園児人数分準備する。

審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査

9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人愛理会
1 利用者サービスの向上 (34点×9人 = 306点)	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見を聴くための手段と業務改善の取組があるか (5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	235点
2 効率的・効果的な施設の運営(34点×9人 = 306点)	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	210点
3 事業計画の遂行能力(32点×9人 = 288点)	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	222点
合計点 (100点×9人 = 900点)	667点